



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男

岡山県市町村総合事務組合条例第1号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正)

第1条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「退職派遣職員」の次に「及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合の会員」を加える。

第31条中「職員」を「非常勤の職員等」に、「公務又は通勤により生じた」を「公務上の災害又は通勤による災害」に改める。

第73条中「のうち議会の議員」を「(特別給(期末手当、勤勉手当又はこれらに相当する給与をいう。以下同じ。)が支給されない非常勤の職員等を除く。)」に改める。

第74条中「のうち議会の議員」を「(特別給が支給されない非常勤の職員等を除く。)」に改める。

第76条第1項中「のうち議会の議員の遺族」を「(特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。)」に改め、同条第2項中「で議会の議員の遺族」を「(特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。)」に改める。

第77条第1項中「のうち議会の議員の遺族」を「(特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。)」に改め、同条第2項中「で議会の議員の遺族」を「(特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。)」に改め、同条第3項第1号中「第39条」を「第43条」に改める。

第118条第2項ただし書きを削る。

附則に次の2項を加える。

20 令和4年3月31日以前に在職している新見市組合員に係る第94条に規定する脱退還付金の給付は、令和4年4月1日以後の勤続期間について適用する。この場合において、同条第3項中「組合に加入の日」とあり、及び同条第4項中「組合員となった日」とあるのは「令和4年4月1日」と読み替えるものとする。

21 新見市組合員のうち令和4年3月31日以前に岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号)第23条に規定する永年勤続表彰記念品料を受けた者が、第112条に規定する自治功労者記念品料を受けることとなったときは、自治功労者記念品料から既に受けた永年勤続表彰記念品料を差し引いて得た額を、自治功労者記念品料として贈る。

第2条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「とする」を「とし、一般組合員等と短期組合員等に区分する」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 一般組合員等は、岡山県市町村職員共済組合定款（昭和37年12月1日制定。次号において「共済組合定款」という。）第33条に規定する一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員及び市町村長長期組合員とする。
- (2) 短期組合員等は、共済組合定款第33条に規定する短期組合員及び後期高齢者等短期組合員とする。

第92条の見出し中「給付等の種類」を「給付等の種類及び財源等」に改め、同条に次の4項を加える。

- 2 前項第11号、第12号、第15号及び第16号に規定する給付等を負担金事業とし、第173条第1項第1号に規定する組合市町村からの負担金等を財源とする。
- 3 第1項第1号から第10号まで及び第13号に規定する給付等を拠出金事業とし、第173条第1項第2号に規定する一般組合員等からの拠出金等を財源とする。
- 4 第1項第14号に規定する生活資金の貸付けについては、貸付金から生ずる償還元利金等を財源とする。
- 5 第1項第14号に規定する生活資金の貸付け及び第3項に規定する拠出金事業については、短期組合員等には適用しない。

第109条の見出し中「介護休業補助金」を「介護休業補助金の給付」に改める。

第110条の見出し中「生活資金の貸付」を「生活資金の貸付け」に改め、同条第2項中「第1号から第4号」を「第1号から第4号まで」に、「事由による貸付」を「事由による貸付け」に、「貸付を受けることができる額」を「貸付けを受けることができる額」に改める。

第113条第1号中「給付等」を「福利厚生」に改める。

第114条第2号中「納入する義務」の次に「(一般組合員等に限る。)」を加える。

第173条第1項第2号中「組合員」を「一般組合員等」に改める。

第3条 岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第173条第1項第1号中「組合員の給料月額の総額に1,000分の2を乗じて得た額」を「4月1日現在における組合員数に6,000円を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「前項に規定する負担金及び拠出金」を「前項第1号に規定する負担金は、6月末日までに、同項第2号に規定する拠出金」に改める。

(岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正)

第4条 岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「附則第12項及び第13項」を「附則第11項及び第12項」に、「高梁地域事務組合組合員及び新見市組合員」を「及び高梁地域事務組合組合員」に改める。

「第2章 高梁市及び高梁地域事務組合の給付等」を削る。

第15条第2号中「、高梁市及び高梁地域事務組合に対し」を削る。

第3章を削る。

「第4章 雜則」を削る。

第26条を第20条とし、第27条を第21条とする。

第5条 岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(給付等の種類及び財源等)

第2条 組合が行う組合員の福利厚生の増進に関する給付等の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 結婚祝金の給付
- (2) 出産祝金の給付
- (3) 入学祝金の給付
- (4) 卒業祝金の給付
- (5) 成人病検診補助金の給付
- (6)弔慰金の給付
- (7) 災害見舞金の給付
- (8) 脱退一時金の給付
- (9) 文化教養補助金の給付
- (10) 生活資金の貸付け
- (11) 体育大会及び保健文化助成事業
- (12) 親睦旅行助成事業
- (13) 永年勤続表彰事業

2 前項第5号、第9号、第11号及び第13号に規定する給付等を負担金事業とし、第18条に規定する組合市町村からの負担金等を財源とする。

3 第1項第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第12号に規定する給付等を拠出金事業とし、第19条に規定する一般組合員等からの拠出金等を財源とする。

4 第1項第10号に規定する生活資金の貸付けについては、貸付金から生ずる償還元利金等を財源とする。

5 第1項第10号に規定する生活資金の貸付け及び第3項に規定する拠出金事業については、運営条例第2条第4項第2号に規定する短期組合員等には適用しない。

第14条(見出しを含む。)中「貸付」を「貸付け」に改める。

第15条第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとする。

第15条の次に次の1条を加える。

(親睦旅行助成事業)

第15条の2 職場単位等で実施する親睦旅行に対し、組合員1人当たり5,000円を助成する。

助成回数は年度 1 回限りとし、当該年度 9 月 1 日現在の組合員数により助成する。

第 18 条を次のように改める。

(負担金)

第 18 条 負担金は、運営条例第 173 条第 1 項第 1 号の規定を適用する。

第 19 条中「、組合員」を「、運営条例第 2 条第 4 項第 1 号に規定する一般組合員等」に改める。

(岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正)

第 6 条 岡山県市町村総合事務組合特別会計条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、第 15 条第 2 号(ア)及び第 21 条に基づく給付」を「及び第 15 条第 2 号(ア)に基づく給付」に改める。

第 7 条 岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業」を「、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「運営条例」という。）第 92 条第 1 項第 14 号に規定する生活資金の貸付け（以下「貸付事業」という。）」に改め、「岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）第 92 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）第 4 条から第 7 条まで、第 11 条から第 13 条まで及び第 15 条第 2 号(ア)に基づく給付（以下「拠出金事業」という。）」を「運営条例第 92 条第 3 項及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）第 2 条第 3 項に規定する拠出金事業（以下「拠出金事業」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条及び第 7 条の規定は令和 4 年 10 月 1 日から、第 3 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「第 1 条の規定による改正条例」という。）の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 第 1 条の規定による改正条例の施行の際年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

4 第 2 条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 2 条第 4 項第 2

号に規定する短期組合員等の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間に係る第173条第1項第1号に規定する組合市町村の負担金については、適用しない。

(岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第4条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に発生した事由による新見市組合員の給付については、なお従前の例による。ただし、第21条に規定する脱退給付金の給付は、同条第4項に規定する「脱退等又は破産手続開始決定等を受けた日」とあるのは「令和4年3月31日」と読み替えるものとする。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(対象となる職員等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第4章の対象となる職員は、岡山県市町村職員共済組合の組合員の資格を有する者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣職員及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合の会員を除く。以下第4章及び第8章において「組合員」という。）とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(災害の報告及び認定等)</p> <p>第31条 組合市町村は、当該組合市町村に属する<u>非常勤の職員等</u>について、<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と認められる死傷病が発生した場合は、管理者に対し、組合が定める様式により、速やかにその旨を報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった<u>非常勤の職員等</u>又は死亡した<u>非常勤の職員等</u>の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>2~6 略</p> <p>(傷病特別給付金の支給)</p> <p>第73条 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者（<u>特別給（期末手当、勤勉手当又はこれらに相当する給与をいう。以下同じ。）</u>が支給されない非常勤の職員等を除く。）に対し、年金として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(障害特別給付金の支給)</p> <p>第74条 障害特別給付金は、障害補償年金</p>	<p>(対象となる職員等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第4章の対象となる職員は、岡山県市町村職員共済組合の組合員の資格を有する者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣職員</p> <p>_____を除く。以下第4章及び第8章において「組合員」という。）とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(災害の報告及び認定等)</p> <p>第31条 組合市町村は、当該組合市町村に属する<u>職員</u>について、<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる死傷病が発生した場合は、管理者に対し、組合が定める様式により、速やかにその旨を報告しなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった<u>職員</u>又は死亡した<u>職員</u>の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>2~6 略</p> <p>(傷病特別給付金の支給)</p> <p>第73条 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者のうち<u>議会の議員</u>_____</p> <p>_____に対し、年金として支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(障害特別給付金の支給)</p> <p>第74条 障害特別給付金は、障害補償年金</p>

<p>の受給権者（特別給が支給されない非常勤の職員等を除く。）に対し年金、障害補償一時金の受給権者（特別給が支給されない非常勤の職員等を除く。）に対し、一時金として支給する。</p>	<p>2・3 略</p>	<p>（遺族特別給付金の支給）</p>	<p>第76条 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者（特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。）に対し年金、遺族補償一時金の受給権者（特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。）に対し一時金として支給する。</p>
<p>2 遺族特別給付金は、前項に定めるもののほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため第52条第1項第2号の規定に該当しなこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるもの（特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。）に対し一時金として支給する。</p>	<p>3 略</p>	<p>（障害差額特別給付金の支給）</p>	<p>第77条 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者（特別給が支給されない非常勤の職員等の遺族を除く。）に対し一時金として支給する。</p>
<p>2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたために障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるもの（特別給が支</p>	<p>の受給権者のうち議会の議員 に対する年金、障害補償一時金の受給権者のうち議会の議員 に対する、一時金として支給する。</p>	<p>2・3 略</p>	<p>（遺族特別給付金の支給）</p> <p>第76条 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者のうち議会の議員の遺族 に対する年金、遺族補償一時金の受給権者のうち議会の議員の遺族 に対する一時金として支給する。</p>
<p>2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため第52条第1項第2号の規定に該当しなこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に同号の規定に該当して障害補償一時金の受給権者となるもの（議会の議員の遺族 に対する一時金として支給する。</p>	<p>3 略</p>	<p>（障害差額特別給付金の支給）</p>	<p>第77条 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者のうち議会の議員の遺族 に対する一時金として支給する。</p>
<p>2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたために障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかつたものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるもの（議会の議</p>			

<p><u>給されない非常勤の職員等の遺族を除く。)に対し一時金として支給する。</u></p> <p>3 障害補償差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、<u>第 43 条</u>第1項の表の右欄に掲げる額(次項において「障害差額特別給付金限度額」という。)に100分の20を乗じて得た額(その額が、1,500,000 円に、当該障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額)から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額</p> <p>(2) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第118条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>附 則</p> <p>1~19 略</p> <p>20 令和4年3月31日以前に在職している新見市組合員に係る第94条に規定する脱退還付金の給付は、令和4年4月1日以後の勤続期間について適用する。この場合において、同条第3項中「組合に加入の日」とあり、及び同条第4項中「組合員となつた日」とあるのは「令和4年4月1日」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>員の遺族</u></p> <p>_____に対し一時金として支給する。</p> <p>3 障害補償差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金差額一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、<u>第 39 条</u>第1項の表の右欄に掲げる額(次項において「障害差額特別給付金限度額」という。)に100分の20を乗じて得た額(その額が、1,500,000 円に、当該障害等級に応じ、同表の右欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額)から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額</p> <p>(2) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第118条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>附 則</p> <p>1~19 略</p> <p>(新設)</p>
--	--

21 新見市組合員のうち令和4年3月31日以前に岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号）第23条に規定する永年勤続表彰記念品料を受けた者が、第112条に規定する自治功労者記念品料を受けることとなったときは、自治功労者記念品料から既に受けた永年勤続表彰記念品料を差し引いて得た額を、自治功労者記念品料として贈る。

(新設)

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
(対象となる職員等)	(対象となる職員等)
第2条 略	第2条 略
2・3 略	2・3 略
4 第4章の対象となる職員は、岡山県市町村職員共済組合の組合員の資格を有する者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣職員及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合の会員を除く。以下第4章及び第8章において「組合員」という。）とし、一般組合員等と短期組合員等に区分する。	4 第4章の対象となる職員は、岡山県市町村職員共済組合の組合員の資格を有する者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第10条第2項に規定する退職派遣職員及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合の会員を除く。以下第4章及び第8章において「組合員」という。）とする。
(1) 一般組合員等は、岡山県市町村職員共済組合定款（昭和37年12月1日制定。次号において「共済組合定款」という。）第33条に規定する一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員及び市町村長長期組合員とする。	(新設)
(2) 短期組合員等は、共済組合定款第33条に規定する短期組合員及び後期高齢者等短期組合員とする。	(新設)
5・6 略	5・6 略
(給付等の種類及び財源等)	(給付等の種類)
第92条 組合が行う組合員の福利厚生の増進に関する給付等の種類は、次に掲げるものとする。	第92条 組合が行う組合員の福利厚生の増進に関する給付等の種類は、次に掲げるものとする。
(1) 医療補助金の給付	(1) 医療補助金の給付
(2) 家族医療補助金の給付	(2) 家族医療補助金の給付
(3) 脱退還付金の給付	(3) 脱退還付金の給付
(4) 結婚祝金の給付	(4) 結婚祝金の給付
(5)弔慰金の給付	(5)弔慰金の給付
(6) 災害見舞金の給付	(6) 災害見舞金の給付
(7) 出産祝金の給付	(7) 出産祝金の給付
(8) 入学祝金の給付	(8) 入学祝金の給付
(9) 銀婚祝金の給付	(9) 銀婚祝金の給付

<p>(10) 就職祝金の給付 (11) 成人病検診補助金の給付 (12) 保養施設利用補助金の給付 (13) 介護休業補助金の給付 (14) 生活資金の貸付け (15) 体育大会及び文化体育振興事業 (16) 自治功労者記念品料</p> <p><u>2 前項第 11 号、第 12 号、第 15 号及び第 16 号に規定する給付等を負担金事業とし、第 173 条第 1 項第 1 号に規定する組合市町村からの負担金等を財源とする。</u></p> <p><u>3 第 1 項第 1 号から第 10 号まで及び第 13 号に規定する給付等を拠出金事業とし、第 173 条第 1 項第 2 号に規定する一般組合員等からの拠出金等を財源とする。</u></p> <p><u>4 第 1 項第 14 号に規定する生活資金の貸付けについては、貸付金から生ずる償還元利金等を財源とする。</u></p> <p><u>5 第 1 項第 14 号に規定する生活資金の貸付け及び第 3 項に規定する拠出金事業については、短期組合員等には適用しない。</u></p> <p>(介護休業補助金の給付)</p> <p>第 109 条 略 (生活資金の貸付け)</p> <p>第 110 条 略</p> <p>2 貸付金の限度額は、100,000 円を単位に前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号の事由による貸付け（以下「普通貸付」という。）にあっては、3,000,000 円、同項第 5 号の事由による貸付け（以下「住宅貸付」という。）及び第 6 号の事由による貸付け（以下「災害貸付」という。）にあっては、20,000,000 円とする。ただし、組合員 1 人が貸付けを受けることができる額は、借受時の退職手当に相当する額（以下「退職手当相当額」という。）を限度とし、貸付合計額が 23,000,000 円を超えない額とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(10) 就職祝金の給付 (11) 成人病検診補助金の給付 (12) 保養施設利用補助金の給付 (13) 介護休業補助金の給付 (14) 生活資金の貸付け (15) 体育大会及び文化体育振興事業 (16) 自治功労者記念品料</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(介護休業補助金 _____)</p> <p>第 109 条 略 (生活資金の貸付)</p> <p>第 110 条 略</p> <p>2 貸付金の限度額は、100,000 円を単位に前項第 1 号から第 4 号及び第 7 号の事由による貸付（以下「普通貸付」という。）にあっては、3,000,000 円、同項第 5 号の事由による貸付（以下「住宅貸付」という。）及び第 6 号の事由による貸付（以下「災害貸付」という。）にあっては、20,000,000 円とする。ただし、組合員 1 人が貸付を受けることができる額は、借受時の退職手当に相当する額（以下「退職手当相当額」という。）を限度とし、貸付合計額が 23,000,000 円を超えない額とする。</p> <p>3～5 略</p>
--	--

<p>(組合員の権利)</p> <p>第113条 組合員は次の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規約第3条第4号に定める<u>福利厚生</u>を受ける権利 (2) 略 <p>(組合員の義務)</p> <p>第114条 組合員は、次の義務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 第173条第1項第2号に定める拠出金を納入する義務（一般組合員等に限る。） <p>(福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金)</p> <p>第173条 規約第3条第4号に規定する事務の負担金及び拠出金は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>一般組合員等</u>（拠出金） 紙料月額に1,000分の10を乗じて得た額 <p>2 略</p>	<p>(組合員の権利)</p> <p>第113条 組合員は次の権利を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 規約第3条第4号に定める<u>給付等</u>を受ける権利 (2) 略 <p>(組合員の義務)</p> <p>第114条 組合員は、次の義務を負う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) 第173条第1項第2号に定める拠出金を納入する義務 <p>(福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金)</p> <p>第173条 規約第3条第4号に規定する事務の負担金及び拠出金は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>組合員</u>（拠出金） 紙料月額に1,000分の10を乗じて得た額 <p>2 略</p>
--	--

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金)</p> <p>第173条 規約第3条第4号に規定する事務の負担金及び拠出金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組合市町村（負担金） <u>4月1日現在</u>における組合員数に<u>6,000円</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号に規定する負担金は、<u>6月末</u>日までに、同項第2号に規定する拠出金は、その月分を当月末日までに組合に納付しなければならない。</p>	<p>(福利厚生の増進に関する事務に係る負担金及び拠出金)</p> <p>第173条 規約第3条第4号に規定する事務の負担金及び拠出金は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組合市町村（負担金） <u>組合員の給料月額の総額に1,000分の2</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>前項に規定する負担金及び拠出金</u>は、その月分を当月末日までに組合に納付しなければならない。</p>

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正新旧対照表（第4条関係）

新	旧
(削除) (目的) 第1条 この条例は、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号。以下「運営条例」という。） <u>附則第11項及び第12項</u> の規定により高梁市組合員 <u>及び</u> 高梁地域事務組合組合員の給付等の特例に関する事項を定めることを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号。以下「運営条例」という。） <u>附則第12項及び第13項</u> の規定により高梁市組合員、 <u>高梁地域事務組合組合員及び新見市組合員</u> の給付等の特例に関する事項を定めることを目的とする。
(削除)	第2章 高梁市及び高梁地域事務組合の給付等
(体育大会及び保健文化助成事業) 第15条 組合員の健康増進及び文化向上に資するため、次の事業を実施する。 (1) 略 (2) 保健文化助成事業 組合員を対象に次の事業を行う場合_____，次のとおり助成する。 (ア)～(エ) 略	(体育大会及び保健文化助成事業) 第15条 組合員の健康増進及び文化向上に資するため、次の事業を実施する。 (1) 略 (2) 保健文化助成事業 組合員を対象に次の事業を行う場合、 <u>高梁市及び高梁地域事務組合に対し</u> 、次のとおり助成する。 (ア)～(エ) 略
(削除)	第3章 新見市の給付等
(削除)	第20条 略 <u>(脱退給付金の給付)</u>
(削除)	第21条 略
(削除)	第22条 削除 <u>(永年勤続表彰事業)</u>
(削除)	第23条 略 <u>(負担金)</u>
(削除)	第24条 略 <u>(拠出金)</u>
(削除)	第25条 略

(削除) (この条例に定めがない事項)	第4章 雜則 (この条例に定めがない事項)
第20条 略 (規則への委任)	第26条 略 (規則への委任)
第21条 略	第27条 略

岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(給付等の種類及び財源等)</p> <p><u>第2条 組合が行う組合員の福利厚生の増進に関する給付等の種類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>結婚祝金の給付</u> (2) <u>出産祝金の給付</u> (3) <u>入学祝金の給付</u> (4) <u>卒業祝金の給付</u> (5) <u>成人病検診補助金の給付</u> (6) <u>弔慰金の給付</u> (7) <u>災害見舞金の給付</u> (8) <u>脱退一時金の給付</u> (9) <u>文化教養補助金の給付</u> (10) <u>生活資金の貸付け</u> (11) <u>体育大会及び保健文化助成事業</u> (12) <u>親睦旅行助成事業</u> (13) <u>永年勤続表彰事業</u></p> <p><u>2 前項第5号、第9号、第11号及び第13号に規定する給付等を負担金事業とし、第18条に規定する組合市町村からの負担金等を財源とする。</u></p> <p><u>3 第1項第1号から第4号まで、第6号から第8号まで及び第12号に規定する給付等を拠出金事業とし、第19条に規定する一般組合員等からの拠出金等を財源とする。</u></p> <p><u>4 第1項第10号に規定する生活資金の貸付けについては、貸付金から生ずる償還元利金等を財源とする。</u></p> <p><u>5 第1項第10号に規定する生活資金の貸付け及び第3項に規定する拠出金事業については、運営条例第2条第4項第2号に規定する短期組合員等には適用しない。</u></p> <p>(生活資金の貸付け)</p> <p><u>第14条 組合員の生活資金の貸付けについては、運営条例第110条の規定を適用する。</u></p>	<p><u>第2条 削除</u></p> <p>(生活資金の貸付)</p> <p><u>第14条 組合員の生活資金の貸付については、運営条例第110条の規定を適用する。</u></p>

<p>(体育大会及び保健文化助成事業)</p> <p>第15条 組合員の健康増進及び文化向上に資するため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 略 (2) 保健文化助成事業 組合員を対象に次の事業を行う場合、次のとおり助成する。 (削除)</p>	<p>(体育大会及び保健文化助成事業)</p> <p>第15条 組合員の健康増進及び文化向上に資するため、次の事業を実施する。</p> <p>(1) 略 (2) 保健文化助成事業 組合員を対象に次の事業を行う場合、次のとおり助成する。 (7) <u>親睦旅行助成事業</u> 職場単位等で実施する親睦旅行に対し、組合員1人当たり5,000円を助成する。助成回数は年度1回限りとし、当該年度9月1日現在の組合員数により助成する。</p>
<p>ア 略 イ 略 ウ 略</p> <p><u>(親睦旅行助成事業)</u></p> <p>第15条の2 職場単位等で実施する親睦旅行に対し、組合員1人当たり5,000円を助成する。助成回数は年度1回限りとし、当該年度9月1日現在の組合員数により助成する。</p>	<p>ア 略 イ 略 ウ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(負担金)</u></p> <p>第18条 負担金は、運営条例第173条第1項第1号の規定を適用する。</p> <p><u>(拠出金)</u></p> <p>第19条 拠出金は、毎月、運営条例第2条第4項第1号に規定する一般組合員等の給料総額の1,000分の3に相当する金額とする。</p>	<p><u>(負担金)</u></p> <p>第18条 負担金は、毎月、組合員の給料総額の1,000分の2に相当する金額等とする。</p> <p><u>(拠出金)</u></p> <p>第19条 拠出金は、毎月、組合員の給料総額の1,000分の3に相当する金額とする。</p>

岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業及び岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）第92条第1項第1号から第10号まで及び第13号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号）第4条から第7条まで、 第11条から第13条まで及び第15条第2号(ア)に基づく給付（以下「拠出金事業」という。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第209条第2項の規定により、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業及び岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）第92条第1項第1号から第10号まで及び第13号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号）第4条から第7条まで、 第11条から第13条まで、第15条第2号(ア)及び第21条に基づく給付（以下「拠出金事業」という。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p>

岡山県市町村総合事務組合特別会計条例一部改正新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)</u> <u>第209条第2項の規定により、岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号。以下「運営条例」という。)第92条第1項第14号に規定する生活資金の貸付け(以下「貸付事業」という。)及び運営条例第92条第3項及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号)</u> <u>第2条第3項に規定する拠出金事業(以下「拠出金事業」という。)</u></p> <p>の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)</u> <u>第209条第2項の規定により、岡山県市町村総合事務組合規約に基づく貸付事業</u></p> <p>及び岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例 <u>(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)第92条第1項第1号から第10号まで及び第13号並びに岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第2号)第4条から第7条まで、第11条から第13条まで及び第15条第2号(ア)に基づく給付(以下「拠出金事業」という。)</u> <u>の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。</u></p>